

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	中央発條株式会社
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	名古屋市緑区鳴海町字上汐田68番地
工場等の名称	中央発條株式会社 本社工場
工場等の所在地	名古屋市緑区鳴海町字上汐田68番地
業 種	製造業
業務部門における 建築物の主たる用途	工場
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	自動車用金属製スプリング製造業
計 画 期 間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公 表 期 間	平成34年7月20日 ～ 令和7年3月31日		
公 表 方 法	○	掲示 閲覧	(場 所) 中央発條株式会社 本社工場 人事総務部 総務室 本社総務・人事C
		ホーム ページ	(HPアドレス)
		冊 子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	052-624-8555		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

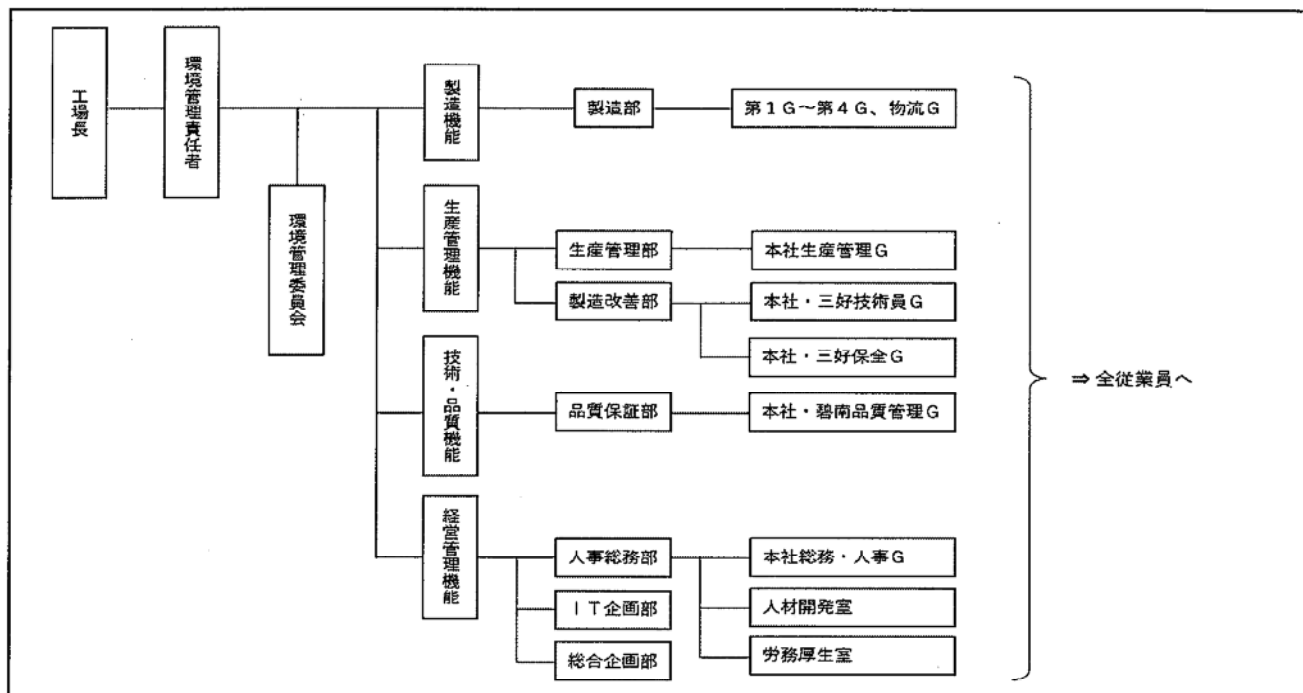
<基本方針>

中央発條株式会社 本社工場は、シャシばね（自動車懸架用）を生産しており、その生産活動及び製品が地球環境に深く関連している事を認識し、全従業員が参加し、環境管理システムを運用して環境の継続的改善を推進する。

<環境方針>

- ①環境に関連する法規・協定及び同意するその他の要求事項を遵守するとともに、可能な場合は自主基準を設定して環境の維持改善に取り組み環境に関する異常や苦情の未然防止を行う。
- ②全従業員の参加のもとに環境保全の維持活動と継続的改善及び汚染の予防を推進するために環境目標を設定し、定期的に見直しを行う。
- ③持続可能な社会の実現に向けてSDGsの目標達成に貢献する。
- ④地球温暖化防止を図るため、カーボンニュートラルの実現を目指して省エネルギーに取り組みCO₂排出量削減を推進する。
- ⑤循環型社会を形成する「3R」の理念を尊重し、資源の有効利用と無駄の排除により廃棄物の削減を推進する。
- ⑥地球環境保護として生物多様性及び生態系の保護に努める。
- ⑦地域貢献活動を通じた地域社会との共生に努める。
- ⑧この方針は、実効をあげるために工場で働く又は工場のために働くすべての人に教育し周知徹底する。
- ⑨この方針は、一般の人が入手可能である。

(2) 地球温暖化対策の推進体制



4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		7,355	t-CO ₂
① （温室効果ガス除く炭素換算）	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）	7,355	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
温室効果ガス 総 排 出 量		t-CO ₂		t-CO ₂		%

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
原単位あたりの 排 出 量	0.2516	t-CO ₂ / t	0.2441	t-CO ₂ / t	3.0	%

（2）目標設定の考え方

毎年、燃料等の使用量を削減（省エネ）活動を通じて、温室効果ガスの原価単位を1%ずつ、3年間で3%削減する。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
工場等の製造工程における対策	■エネルギーの使用の合理化に関する中長期改善計画の実施	エネルギー消費原単位改善 1%/年
省エネルギー・省資源の行動の実践・冷暖房	■冷房28℃、暖房18℃を徹底する ■フィルターの定期清掃の徹底 ■空調機器の更新時に省エネタイプを検討する ■クールビス・ウォームビスの推奨	
省エネルギー・省資源の行動の実践・照明	■昼休み、時間外の消灯を徹底する ■工場照明の分割化、省エネタイプへの更新を推進する ■新規照明設備はLED照明の順次展開	
省エネルギー・省資源の行動の実践・OA機器	■パソコン、コピー機の省エネモード又は離席、退社時のスイッチ切を徹底 ■PC待機モードの設定を推進	

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・分別回収の徹底・夏季省エネ強化活動・スクラップ低減活動・帳票の電子化によるペーパーレス活動 |
|---|

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・朝礼での呼びかけ実施・「省エネ」推進ビラの掲示・2S活動日を利用して美化活動を推進すると共に、エアコン等のフィルター清掃もそれに含めて実施 |
|--|